

## 自然環境整備計画(国定公園等整備事業)の目標、計画期間及び整備方針

都道府県名	愛知県	個別地域	天竜奥三河国定公園(東海自然歩道)
-------	-----	------	-------------------

計画期間	平成 30 年度 ~ 平成 34 年度
------	---------------------

### 目標

- 大目標:沿線の豊かな自然や歴史、文化にふれあうことができる東海自然歩道を、利用者が安全でかつ快適に歩けるように再整備する。
- 目標1: 老朽化等により危険な歩道施設について、再整備を行い安全性の向上を図る。
- 目標2: 標識はわかりやすい配置・表示となるように配置し、歩行者の安心感・快適性の向上を図る。
- 目標3: 休憩所、便所の再整備により、利用者の快適性向上を図る。

### 目標設定の根拠

#### 個別地域の現状

- ・愛知県内の東海自然歩道は天竜奥三河、愛知高原、飛騨木曾川の3つの国定公園にまたがっており、総延長は211kmである。3公園の中央に位置する愛知高原国定公園内の東海自然歩道については、本線コース約115.0kmと恵那コース18.1kmに、途中段戸裏谷、猿投山の自然観察路4.7kmを含めた137.8kmであり、奥三河地方の北部山岳地帯から尾張地方北東部丘陵地帯までと広範囲にわたるため、様々な自然景観に恵まれている。険しい尾根を歩く山歩き区間や、原生林の中を歩く区間、里山を巡るのんびりした区間など、変化に富んだコースとなっており、ルート途中には、モミ、ツガ等樹齢300年に及び本県最大の原生林「段戸裏谷」、東海一の紅葉の名所である「香嵐渓」、菊石で有名な「猿投山」、渓谷の美しい「岩屋堂」、尾張藩主徳川義直公の廟所「定光寺」、「定光寺自然休養林」といった史跡や名所等も随所にあるため、四季を通じて様々な自然・文化とふれあうことができる。
- ・全ての区間が国定公園地域内にあり、自然公園法により自然環境が守られているとともに、都市化や産業開発によって失われようとする自然に対する防波堤の役割も果たしている。
- ・都市圏から比較的近く、到達性に優れていることから、県民の手軽な自然散策路としてやハイキングコースとして親しまれており、県内の東海自然歩道全線で年間約19万人の利用がある。

#### 課題

- ・県内の東海自然歩道は、当初昭和45年度から昭和49年度に歩道、休憩所、便所等の施設を整備し、その後昭和52年度から平成8年度及び平成12年度から平成20年度にかけて再整備工事を実施するとともに、日頃から維持管理を行っているが、厳しい自然環境等により施設の老朽化が進み、なお多くの不良箇所が見受けられ、腐食等により早急に改修しなければ危険な状態となる箇所もあるため、それらの箇所の解消を図る必要がある。
- ・利用者が道に迷わず安心して楽しみながら歩けるように、また史跡などの名勝などについて分かりやすいように標識、案内板などを設置しているが、老朽化により建て替えの必要なものや、新しい林道などの開通により指導標識等を追加する必要のある箇所がある。
- ・近年、「トイレが汚い」という苦情が多く寄せられており、東海自然歩道における主要施設であるため、当該地域に設置されている公衆便所5箇所の内、2箇所の公衆便所の撤去・新設が必要である。

### 個別地域の整備方針

#### (東海自然歩道の再整備)

- ・東海自然歩道にある老朽化した既存の施設(公衆便所、棧橋、木橋、休憩所、標識等)の撤去・新設、改修を行う。
- ・利用者の観点から、分かりやすい標識の設置に努める。
- ・整備する施設は、自然環境に配慮し木造とする。ただし、やむを得ず鋼製またはコンクリート製とするものは、周りの景観を壊さないような配慮する。

### 方針に沿った主要な事業

#### (国定公園)

- 1-1東海自然歩道整備事業  
公衆便所、棧橋、木橋、休憩所、標識等の撤去・新設又は改修。

### 目標を定量化する指標

指標	単位	定義	調査等の方法	目標と指標及び目標値の関連性	従前値	目標値	
						基準年度	目標年度
1. 計画地区利用者数	人	東海自然歩道愛知県全線の利用者数	利用者数の実数調査から推計	歩道の魅力に対応する指標とし、従前の約5%増を目指す。	194,500	平成24年～平成28年の平均	204,200 平成35年度

### その他必要な事項

## 自然環境整備計画に関する事前評価用チェックシート

都道府県名	愛知県	計画期間	平成 30 年度～平成 34 年度
個別地域名	天童奥三河国定公園（東海自然歩道）	評価年度	平成 29 年度
1 事業の必要性			チェック欄
★ (1)	事業区域の自然環境、施設整備の現状及び利用の動向等から、事業を実施する必要が認められる。		○
★ (2)	上位計画との整合性が確保されている。		○
★ (3)	自然環境整備交付金取扱要領の 1 に定める交付対象事業等である。		○
2 事業の有効性			チェック欄
★ (1) 公園等の利用			
利用の場合に選択	①	自然体験活動や自然環境学習の場として活用するための整備である。	○
	②	適正な利用への誘導のための整備である。	○
	③	利用環境の向上、安全性の向上のための整備である。	○
	④	質の高い、魅力ある景観づくりのための整備である。	○
	⑤	全ての人を楽しめるようユニバーサルデザイン等を考慮している。	
	⑥	国際的な保護地を活用するための整備である。	
(2) 公園等の保護			
		生物多様性の確保や自然環境の保全等のための整備である。	○
★ (1) 公園等の保護			
保護の場合に選択	①	地域に固有の生態系を確保するための整備である。	
	②	絶滅のおそれのある野生生物の生息・生育環境を保全するための整備である。	
	③	地域に固有の風景を保護するための整備である。	
	④	モニタリング計画が策定されている。	
	⑤	科学的知見に基づく順応的取り組みや計画を評価する体制が整っている。	
	⑥	国際的な保護地を活用するための整備である。	
(2) 公園等の利用			
		自然体験活動や自然環境学習の場として活用するための整備である。	
3 目標と指標の妥当性・実現可能性			チェック欄
★ (1) 目標と指標の妥当性			
	①	目標に対応した適切な指標が設定されている。	○
	②	指標及び数値目標と事業内容の整合性が確保されている。	○
(2) 経済性			
		長寿命化やコストの削減に努めるなど経済性に配慮している。	○
(3) 自然環境等への配慮			
		自然環境や地球環境に対し、以下のような配慮をした事業である。 ・整備による風景への影響を最小限とするよう配慮 ・省エネの推進や再生エネルギーの活用 ・地域材等の天然材料等、生態系に配慮した資材の利用 ・外来種の持ち込み対策等に対する施工上の配慮 ・木材を利用する場合に間伐材を使用 ・廃棄物が発生する場合にリサイクル等を推進	○
★ (4) 実現可能性			
	①	関係機関や地域との合意が形成されている。	○
	②	整備完了後適切に維持管理が実施される予定である。	○
	③	事業連携等による相乗効果・波及効果が得られるものとなっている。	○

注：★は必須項目